

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第2回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和5年10月5日(木) 午後2時から午後3時15分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市介護保険事業等検討委員会委員) 石川博之、伊藤好幸、今井和美、奥田昌也、小出奏穂、高林光暁、寺田幸司、濱野章、林幹也、古川和也、渡部泰和 (事務局) 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 福田政一 介護保険課長 永合由典 高齢福祉課長 高木伸幸 地域包括ケア推進室長 新なおみ 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 長谷川義記 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹(兼) 地域包括支援センター 岡田美和 介護保険課調整・介護保険担当主幹 鈴木弘一 介護保険課介護保険担当主幹 土田仁美
5 内容	(1) 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について (2) 地域包括支援センターの事業評価について (3) 緊急通報装置について (4) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149 E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（土田） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます介護保険課の土田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員の皆様の前順につきましては、50音順とさせていただきます。ご了承くださいと思います。

続きまして本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

津市老人クラブ連合会 佐藤委員、三重短期大学 武田委員、三重県老人保健施設協会 永田委員、被保険者代表 別所委員、津商工会議所女性会 堀川委員、津市ボランティア協議会 横山委員がご都合により欠席との連絡をいただいております。

このため、委員17名のうち出席委員11名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、会議の内容につきましては録音させていただくとともに、会議の議事録は津市のホームページ上で公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の資料といたしまして、事項書、検討委員会委員名簿、資料1「令和5年度（令和4年度分）地域包括支援センターの事業評価について」、資料2「緊急通報装置事業の見直しについて」、それと事前に送付させていただきました「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」、最後に、以前配付させていただきました「津市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」をお持ちいただいているかと思っております。不足等ございましたらお申出いただきますようお願いいたします。

それでは、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条により、委員長が議長を務めていただくよう規定しておりますことか

ら、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。渡部委員長、よろしくお願いいたします。

渡部委員長 それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力をお願いします。

 まず、事項1としまして「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について」事務局の説明を求めます。

事務局（永合） それでは、事項書の1「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきまして」ご説明申し上げます。

 事前に送付いたしました資料「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」をご覧ください。

 目次をご覧ください。前回の検討委員会でお示ししました第1章及び第2章に、新たに第3章から第6章を加えました。本日は、時間も限られておりますので、第3章から第6章までの概要を説明いたします。

 25ページをお願いします。「第3章 計画の基本的な考え方と基本方向」でございます。

 基本理念につきましては、本市が目指すべき高齢社会の姿を表すものとして、平成18年に新津市となって以降現計画までの理念を継承しています。

 26ページの基本方針につきましては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「高齢者の生活・活動の支援」、「介護サービスの充実」を掲げています。

 そして、その実現に向けて、「1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり」、「2 認知症高齢者の総合的な支援」、「3 医療・介護の連携の推進」、「4 地域共生の社会づくり」、「5 いきいきと元気に暮らす地域づくり」、「6 安心して暮らせる地域づくり」、「7 安心して介護が受けられる体制づくり」の7つの基本目標を掲げています。

 28ページの施策の体系につきまして、国において大きな制度改正が予定されていないことから、基本的な考え方は、現計画を踏襲していますが、国の基本指針を踏まえ、一部基本目標を整理

しました。基本目標の「6 安心して暮らせる地域づくり」の中の(3)ですが、現計画では「新型コロナウイルス感染症等への備え」となっているのを全ての感染症に備えるということから、「感染症への備え」に変更し、「7 安心して介護が受けられる体制づくり」の中の(6)ですが、現計画では「介護人材の確保、業務効率化の取組」であったのを国の指針に基づき、「介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進」に変更しました。

29ページの日常生活圏域の設定ですが、現計画と同様に20の圏域を設定しています。

30ページの高齢者の現状と今後の見込み、31ページの要支援・要介護認定者数の見込みは、最終的に10月1日現在の状況を記載するということとなりますが、今回は8月1日現在の数字を仮置きしています。

30ページの高齢者人口ですが、令和5年度と令和8年度を比べますと、65歳以上の高齢者数は減少するものの、75歳以上の高齢者数が令和5年度の約46,000人から令和8年度には約48,700人に増加すると予測されます。

31ページの認定者数は、令和8年度には、令和5年度との比較で約860人増加し、約18,500人に達することが予測され、認定率は22.4%になると見込まれます。

32ページの認知症高齢者数ですが、こちらも今回は8月1日現在の数字を仮置きしています。

その中で不明者が6,042人となっていますが、これは、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請の場合、申請者が希望すれば、現在の要介護度のまま認定期間を12か月間延長できることとなりましたため、この取扱いにより認定期間を延長した方につきましては、直近の主治医意見書のデータがシステム上反映されないことなどによるものです。

今後、10月1日時点での人数を改めて調査する際、データの抽出方法等を工夫し、人数を把握したいと思います。

33ページの「第4章 施策の推進」をお願いします。

前回の検討委員会で、計画の第2章として、津市における現状

と課題につきまして報告させていただき、ご意見を頂いたところですが、この第4章で津市としての今後の取組の方針を記載し、基本目標に関連する施策の概要や実施目標を示しています。

基本目標の「1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり」の「(1)地域包括支援ネットワークの強化」につきましては、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者も含めた地域社会全体で支援の必要な人を支える地域包括支援ネットワークの強化を目指し、各施策に取り組みます。

34ページの「(2)地域包括支援センター機能の強化」につきましては、地域包括支援センターが、地域に密着した相談窓口の拠点となるよう取り組んでいます。多様化・複雑化する地域生活課題に対応し、支援を必要とする人に対して総合的に相談に応じ、関係機関につなげられる体制づくりに向け、より一層の充実を図ります。

また、それに伴い年々増大する業務に対応できるよう業務体制につきまして検討し、業務負担軽減及び質の確保に努めます。

在宅介護支援センター等の関係機関と連携し、地域包括支援センター以外の相談体制や相談環境の充実を図るとともに、介護予防支援の指定につきまして、指定対象が居宅介護支援事業所に拡大されたことから、地域包括支援センターが実施する包括的・継続的ケアマネジメント業務の中で、適切なケアマネジメントの実施に向けて必要な支援を行っていきます。

36ページの「(3)地域ケア会議の開催」ですが、令和6年度からは地域ケア会議の役割を明確にするため、地域ケア会議の構成を表にあります3つの会議とします。

1つ目が、地域における支援困難ケースの検討や介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めるための「地域ケア個別会議」、2つ目が、抽出された地域課題の集約や検討、好事例の共有等を図る「地域ケア調整会議」、3つ目が、地域ケア調整会議の検討内容を具体的な政策形成につなげる「地域ケア推進会議」になります。

これらにつきましては、地域の課題等を把握し、地域の人材やサービスを活かしながら解決が図られるよう、市内全域で開催さ

れる地域ケア会議のレベル向上に努めます。

37ページの「(4)地域における生活支援体制の構築」につきましては、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成などの役割を担う生活支援体制整備事業につきまして、多様な主体による生活支援サービスの提供がなされるよう生活支援コーディネーターを配置し、その生活支援コーディネーターが中心となり、各担当地域における住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の拠点として、住民組織やボランティアなどの多様な主体がメンバーとなり話し合える場である「協議体」の設置を進めます。

38ページの基本目標の「2 認知症高齢者の総合的な支援」の「(1)認知症の早期発見・初期支援の充実」につきましては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の周知に努め、認知症初期集中支援チームの活動を基盤にしながら、早期発見と初期支援体制の充実を図ります。また、認知症地域支援推進員がチームオレンジコーディネーターとして、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる取組である「チームオレンジ・あしたば」の活動の充実が図られるようサポートします。

40ページの「(2)認知症高齢者の見守り体制の構築」につきましては、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発のため、認知症サポーターの養成を進めます。

また、認知症の人と地域での関わりが多い職域の従業員等や小中学校を対象に認知症サポーター養成講座の受講を働きかけることで、「チームオレンジ・あしたば」の活動の充実につながるよう支援します。

41ページの「高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付事業」につきましては、認知症高齢者等が行方不明となった際に、早期発見・保護につながるよう、居場所を確認することができるGPS機能を有した小型の徘徊探知機の購入費等につきまして補助を行います。

42ページの基本目標の「3 医療・介護の連携の推進」の

「(1)在宅医療と介護の連携」につきましては、津市在宅療養支援センターを中心とした多職種関係者の連携のもと、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者に対応するため、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、在宅医療及び介護が円滑に提供される体制づくりをさらに深め、在宅医療が受けられる環境を整備していきます。

43ページの「(2)在宅医療に関する意識の高揚」につきましては、在宅療養生活や人生の最終段階における医療・ケアに関する知識の普及を図るため、医師会等の関係機関と一体となり市民に対する意識啓発活動を進めます。

44ページの基本目標の「4 地域共生の社会づくり」の「(1)共生型サービスの整備」につきましては、高齢者介護や障がい福祉サービスといった分野を越えて、必要な支援が柔軟に提供できるよう、共生型サービスの提供に向けた取組を進めます。「(2)包括的支援体制の整備」につきましては、制度や分野の縦割りや、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、多様化、複合化する課題に対応できる包括的な支援体制の構築や社会福祉基盤の整備等の取組を進めます。

45ページの基本目標の「5 いきいきと元気に暮らす地域づくり」の「(1)高齢者の多様な生きがい活動への支援」につきましては、高齢者が地域住民、地域の子ども等、地域における様々な世代と交流を図り、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、老人クラブ活動を支援するなど、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。

46ページの「(2)社会参加活動の支援」につきましては、高齢者が培ってきた豊かな経験や技能を活用できるよう、高齢者就労や社会参加活動への支援をすることで、高齢者の生きがいの充実と社会参加による地域づくりを図ります。

「(3)健康づくりの推進」につきましては、「津市第4次健康づ

くり計画」の基本理念・基本方針に基づき、保健センター等を中心に健康づくり事業を実施します。

47ページの「(4)介護予防・日常生活支援総合事業の推進」につきましては、高齢者の介護予防・重度化予防推進のため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の協力を得ながら、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができる生活環境の整備や地域づくりに取り組めます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、高齢者のフレイル予防と介護予防が連携し、疾病予防・重度化予防の促進を目指します。

51ページには介護予防とフレイル予防の事業体系を記載しています。

52ページの基本目標の「6 安心して暮らせる地域づくり」の「(1)住み慣れた日常生活への支援」につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活の支援を行います。「(2)安心・安全な住環境の整備」につきましては、高齢者が安心して日常生活が送れるよう、日常生活基盤である住環境の整備を推進し、安心・安全な住生活が送れるよう支援します。

また、これまで本委員会でご意見を頂いています緊急通報装置事業につきましては、この後事項の3で詳しく説明いたしますが、今年度中に方向性を決めまして来年度以降に実施していきたいと考えています。

53ページの「(3)感染症等への備え」につきましては、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症に対する感染防止の取組や感染症の発生時において様々な支援に努めます。介護サービス事業所等においては、感染症が発生しても業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられていることから、その作成の支援等を行います。

54ページの「(4)災害への備え」につきましては、高齢者が安心・安全に暮らせるよう、高齢者施設における災害への備えや地域における避難支援の体制づくりを進めます。こちらも、介護サービス事業所等には業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられていることから、その作成の支援等を行います。

ページの中段以降の「(5)高齢者の権利の擁護」ですが、自己判断能力が低下した高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、成年後見制度の利用が広がる中、後見人の支援や市民後見人の育成などに対応していくことが必要とされていることから、現在の津市成年後見サポートセンター（中核機関）を母体に機能の充実を図り、権利擁護支援が必要な人を発見し、支援していくことができるよう、また、関係機関と連携強化を図ることができるよう、ネットワークの体制づくりにつきましても検討していきます。

55ページの「(6)高齢者への虐待の防止」につきましては、関係機関との連携強化により、虐待の発見から状況把握、それに伴う高齢者及び養護者への支援等を充実し、虐待の早期発見や介護サービス事業者等における指針の整備など虐待防止措置を推進します。

また、養護・被養護の関係にない者からの虐待等につきましても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、地域ケア会議等の場を活用して幅広い関係者から意見を聴取し、関係機関等との連携体制強化を図ります。

56ページの基本目標の「7 安心して介護を受けられる体制づくり」の「(1)居宅サービスの充実」ですが、増加する介護・医療のニーズに対応できるよう、サービスの量的な確保を図るとともに、本人とその家族等の心身機能の状態やニーズを把握し、適切な居宅サービスを提供できるよう努めます。57ページ以降のサービス見込量につきましては、今後のサービス量を見ながら推計を行います。

59ページの「(2)地域密着型サービスの充実」にですが、高齢者が身近な地域で生活するとともに、様々なニーズに柔軟に対応できるよう、未整備圏域を中心に必要なサービス事業所の整備を進めます。

61ページの「(3)介護施設サービスの充実」ですが、介護施設サービスを必要とする人が適切に利用できるよう入所待機者の状況、介護保険料への影響などを勘案し、介護老人福祉施設の施設

整備を推進していくこととします。

また、62ページには、介護老人福祉施設の整備状況及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を、63ページには、令和22（2040）年に向けた施設整備の考え方を、64ページには、その他の施設サービスにつきましての今後の方針を、それぞれお示ししています。

65ページの「(4)家族介護者支援の推進」ですが、在宅介護を進めるため、介護をする家族の身体的負担や経済的負担などの軽減を図るとともに、相談等により心身の負担軽減に努めます。

また、昨今問題になっているヤングケアラーにつきましても対応できるよう関係部局との連携に努めます。

66ページの「(5)介護給付の適正化」にですが、要支援・要介護認定者の増加により、介護給付が増加する中、介護給付の適正化を行い介護保険サービスの運営強化に努めます。

また、介護現場での事故防止に関し、安全性の確保の項目を新たに追加し、事業者に対し介護現場で起こりやすい事例等の周知に努めます。

67ページの「(6)介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進」につきましては、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上の推進に努め、多くの事業を実施している三重県と連携して、施策や事業の情報提供を行います。

そのほか、オンライン申請を導入した業務の効率化や介護現場でのハラスメント対策の推進、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定事務の効率化を図ります。

68ページの「第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料」ですが、現段階では設定の考え方をお示しし、今後、国により改訂される介護報酬等を加味して介護保険料を設定します。

なお、介護保険料につきましては、次回の検討委員会にてお示しし、その後「津市介護保険条例」の改正に係る議案を令和6年第1回津市議会定例会に提出する予定です。

69ページの「第6章 計画の推進」ですが、計画を円滑に推進するための体制を記載しています。

70ページ以降につきましては参考資料としまして、本年2月に実施しましたアンケート調査の概要を記載しています。

最後に、今後のスケジュールとしましては、12月上旬から約1か月間パブリックコメントを募集し、ご意見を頂く予定をしています。その後、令和6年2月開催予定の次回の検討委員会にて計画の最終案をご審議いただき、令和6年3月末までに計画を策定する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

渡部委員長

ありがとうございました。第3章から第6章まで説明していただきました。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

伊藤委員

計画の37ページですが、地域における生活支援体制の構築の下段の表に、生活・介護支援サポーター養成講座修了者と登録者数とあります。現在も受講されている方がみえるかと思うんですが、自ら手を挙げられて受講し、こういうふうなサポーターになろうとされている方がたくさんおられることについては敬意を表すわけですけれども、登録者が修了された方の約半数しかいないというのは何かあるのでしょうか。せっかくこの講座を受講されても、その後制度が変わるとやはりスキルアップの講座をしていく必要があるかと思しますので、そうなるとやはり皆さん、できるだけ登録しておいた方がいいのかなと思います。半数しか登録しない何かの原因があるのでしょうか。

事務局（高木）

この生活・介護支援サポーター養成講座を受講される方の考え方がございます。地域に根ざして活動するためにこのような講座を受けようという方と、自分の知識を増やして家族の介護や将来に向けて知識を得ようという方に分かれます。受講後に、地域に根ざして取り組む方と自分のスキルアップのために取り組む方の2つに分かれますので、ちょうど半数ぐらいの方が登録者数となると考えております。

続きまして生活・介護支援サポーターの在り方につきましては、地域包括支援センターに関わっていただきますので、この後に関しましては、地域包括支援センターの方で、その地域の特性に合わせてフォローアップ研修を実施していただいております。新たなことに関しましては、そちらで学んでいただきまして活動いただいているのが現状となります。

伊藤委員 ありがとうございました。

もう1点お願いします。41ページになります。徘徊探知機をサポートにGPS機能を有した機械を現在は貸与されているかと思えます。また、通信費については自己負担でされているかと思えますが、ここに記載してあるのは令和6年度からは個人で購入したものに対して、費用負担するという解釈でよろしいでしょうか。

事務局（高木） こちらは令和4年度までは貸与、令和5年度から購入費等の補助に変更させていただきました。令和6年度からの計画においても、購入費等の補助をそのまま継続していくという内容で記載させていただきますいております。

渡部委員長 購入するといくらぐらいしますか。

事務局（高木） 機器は、今までですと1種類しかありませんでしたが、対象機種については大小あり、購入補助になりました。この機器に関しましては数千円のものから2万円近くするものまで幅があります。現在把握しているもので、7種類ぐらいですけれどもあります。その中で、ご家族様が認知症でお困りになっている高齢者の方のご自身に合ったものを選んでいただけるようになりますので、こちらに関しましては、幅があるような形となります。

伊藤委員 費用負担についてはどのくらいになりますか。

事務局（高木） 費用負担は2分の1補助になります。最大20,000円で1

0,000円まで、今把握している部分で言いますと半額までは補助できるものとなります。

渡部委員長 ありがとうございました。他にどなたかご質問ありますか。
38ページになりますが、チームオレンジコーディネーターというのは何名みえますか。

事務局（新） オレンジコーディネーターは4名となります。本庁に2名と中部西地域包括支援センターに1名、中部北地域包括支援センターに1名の計4名で対応しています。

渡部委員長 4名でやっていけますか。

事務局（新） 現在4名で対応していますが、こちらはチームオレンジあしたばの皆さんもみえまして、そこを束ねる役目としてオレンジコーディネーターがおります。現状対応できておりますが、今後認知症支援について考えていくことにおきましては、増員等を含め検討していきたいと考えております。

渡部委員長 ありがとうございました。他にご意見どうですか。

高林委員 すみません。質問というよりは、ちょっと教えていただきたいところがあります。32ページになります。認知症高齢者の状況の表の数字の部分で、不明者6,042人とあります。6,042人の不明者がおられ実数にはなっていないということで、令和5年度の数字については今後調整がつくということで拾われていて、今は8月1日現在の数字ですが、今後10月1日現在の数字に変わっていく。私の個人的な考え方ですが、基本的には要支援・要介護認定者のうち、主治医意見書に記載されている日常生活自立度がⅡ以上の者の割合が上がっていく。まだ、数字が拾われてないわけですね。

それとふと思ったことですが、例えば認定審査とか主治医の先生に診断をいただくとなると、一定のタイムラグが出ますよね。

そういうことを考えると、実際にこれが修正されて令和5年度の見込み数値として出てきても、現場の私たちとしてはそれを上回る可能性は大いにあります。

もう1点、こちらも教えていただきたいだけになりますが、先ほど同じように質問が出ましたGPS機能を持った徘徊探知機の関係で、私の施設関係でも何とか使えないかなということで、いろんなタイプのものを手に入れて使っておりますが、非常に難しいのは徘徊の可能性のある人に機器をつけておくのはとても難しい。自分で外したり、あるいは置いていってしまうので、実際には徘徊の事態が生じたときには、結局探知機をチェックすると徘徊探知機だけ部屋に置いてあります。そういうことが一般でも起こらないかなということを考えます。機器の金額については、安いものから高いものまでいろいろあることが分かりました。どのようなタイプが出ているかまた後で教えてください。お願いします。

渡部委員長 ありがとうございます。他のご意見どうですか。

小出委員 40ページになります。認知症サポーター養成講座のことですけれども、「キッズサポーターの養成にも引き続き取り組みます」と書いてありますが、私も認知症サポーター養成講座をさせていただいている側になりますが、小学生や中学生を対象としたというところで、この津市内の小中学生全員にしていくということでしょうか。

事務局（新） 認知症サポーター養成講座につきましては、小学校、中学校からご要望がありましたらそちらの方に伺わせていただきます。

渡部委員長 要望のあるところへ養成に行くということですね。
他によろしいでしょうか。

県の地域医療構想のところでも介護保険事業計画の話題が出ておりましたが、県と調整する会議の場はあるのでしょうか。

事務局（永合） 県との調整につきましては、県の長寿介護課と行います。ヒアリング等今後進めていくこととなりますが、地域医療構想との関係につきましては、まだ県から話はございませんので、また県とのヒアリングにおきまして、そのあたりの部分を確認していきたいと思っております。

渡部委員長 ちょうど意見交換会があつて出ておりまして、協力していかないとなかなか進まないと思っておりますので話してみました。またよろしく申し上げます。
他にどなたか気になることはございませんか。

小出委員 認定調査のことですが、67ページになります。認定事務の簡素化、効率化とありますが、ただ今2か月経っても認定結果が出ていないという状態にあります。どのように適正に実施していただけるのかなというところが気になりましたので教えてください。

事務局（永合） 認定調査の遅れにつきまして、大変ご迷惑をお掛けいたしております。基本的に今までは津市社会福祉協議会に委託しておりましたが、委託先の幅を広げまして、介護保険施設を持ってみえる法人様や居宅介護支援事業所を持ってみえる法人様に、法律上、更新申請・変更申請に関しましては委託が可能であることから、こちらの方で少し受けていただいて認定調査を進めていきたいと考えております。

渡部委員長 認定審査会については、審査会に出る方もちょっと減ってきて、非常に会議が多くて困っていますが、そのへんの簡素化などをする予定はないのでしょうか。

事務局（永合） 認定審査会の簡素化につきましては、現在のところ具体的な案はありませんが、次期計画にも書かせていただきましたように、国の方針も認定審査会の簡素化とありますので、その中でどのような方法が取れるか探っていきたいと考えております。具体的に

は、介護度の変更がない方については認定審査会を省略するなど、そういったことを国が示しておりますので、今後検討を進めていきたいと考えております。

渡部委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。
計画については一応今のところよろしいということで、今後パブリックコメントで意見を聴いて修正していくということですね。
それでは続きまして、事項2「地域包括支援センターの事業評価について」事務局の説明を求めます。

事務局（岡田）

事項2の「地域包括支援センターの事業評価について」報告します。

資料1の1ページをお願いします。

センターの事業評価は、介護保険法に基づき実施しています。

今年度も、10か所の地域包括支援センターに対し評価を実施しましたので報告します。以下「センター」といいます。

まず、1の評価の目的についてですが、各センターが自己評価を行い、その後、設置者の津市が点検・評価を行い、評価結果により適切な助言及び指導を行います。各センターがそれらの指導事項等を速やかに実行することで、実施する事業の質の向上を図り、安定的・継続的な運営体制を構築することを目的としています。

2の評価時点ですが、ほとんどが前年度（令和4年度）の実績を対象としていますが、指標毎に評価時点が決まっていますので、一部指標は決められた時点で評価しています。

次に、3の評価手順等ですが、先ほども申しましたが、各センターが自己評価、市が点検・評価、その後、講評と指導を実施し、その結果について本日の検討委員会に報告し、最終評価とする流れになっています。

2ページをお願いします。4の評価指標です。

評価指標は、国から示された全国統一の56指標と、市独自の7指標を加えた合計63の指標で評価しています。

5の評価項目の構成で、評価項目と各指標数の構成をまとめて

います。

各評価指標の詳細は、3ページをご覧ください。

星マークの網掛けが市独自指標で、星マークなしが国指標です。全部で63指標となります。

次に、評価結果について説明します。4ページの評価結果一覧と先ほどの3ページの評価指標を合わせてご覧ください。

まず、4ページの評価結果一覧ですが、それぞれの区分ごとに評価項目があり、評価項目ごとに、市の独自項目も含めたそれぞれの「指標数」となっています。1指標イコール1点で、全部で63点満点となります。センターごとに、白枠内は各センターが自ら行った「自己評価」、網掛けは市が実地調査で点検し総合的な評価を行った「総合評価」です。実線の丸囲いは、自己評価では達成としていましたが、実地調査の結果、減点となった項目です。

また、破線の丸囲いは、センター自ら自己評価を行い達成できなかったと評価し減点とした項目です。

全体の評価はご覧のとおりで、各センターは、59点から63点満点と概ね評価内容を達成していました。

達成できなかった主な内容は、区分1 組織・運営体制等の評価項目(1)組織・運営体制で、5か所のセンターが減点となっていますが、3ページの評価指標3「市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか」について、2年連続で同じ指標を達成できなかったセンターが4か所、評価指標7「三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか」について、配置ができていなかったセンターが2か所ありました。

2年連続で改善できなかった主な指標は、区分3 事業間連携(社会保障充実分)指標63の「生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか」です。この指標については、生活支援体制事業との連携状況を評価することを趣旨としていますが、生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱うことになっており、いずれも

担当地域に協議体がないため、協議ができなかったとの理由によるものです。

また、指標17の個人情報の取扱いが、センター内で統一されていなかったため、助言指導し、減点としたセンターがありました。

ほか、区分2 個別業務では、指標35「消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか」、指標48「センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか」などについて、達成できていなかったセンターがあり、減点となった指標については、センターとしての改善策を確認し、市から必要な助言を行っています。

評価結果については以上ですが、10か所のセンターについては、令和6年度も継続し、今年度同様、委託をしていきたいと考えております。

また、各センターが居宅介護支援事業所へ委託し作成するケアプランについても、実地調査で確認したところ適切であったことを確認しましたので、今後も継続していきたいと思っております。

最後5ページですが、評価業務の流れと評価の根拠法令を抜粋した資料となります。

今年度の地域包括支援センターの事業評価についての報告は以上となります。

渡部委員長 ありがとうございました。

これは令和4年度に比べてどうでしょうか。全体的には改善しているのでしょうか。

事務局（岡田） 令和4年度に指摘させていただきました項目につきましては、概ね改善しておりますが、先ほど申しあげましたように、生活支援体制事業との連携状況につきましては、生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱うことになっており、2年連続できなかったというところが、いずれも担当地域に協議体がないため、

協議ができなかったとの理由によるものでして、昨年と同じ指標で減点になったセンターがありました。

渡部委員長

ありがとうございました。

どこのセンターも大体60点以上ですね。他にご意見どうですか。

それでは続きまして、事項3「緊急通報装置について」事務局の説明を求めます。

事務局（長谷川）

緊急通報装置事業の見直しについて報告いたします。

令和5年2月及び同年8月に開催しました検討委員会において、委員の皆様からご意見を頂き、その意見を踏まえ、市の考え方をまとめましたので報告いたします。

資料2をご覧ください。

1の経過ですが、緊急通報装置事業は、現在の第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画において、利用条件等の見直しを掲げており、利用者に効果的な事業とするために、委員の皆様からご意見を頂きながら検討を重ねてきました。

(1)の介護保険事業等検討委員会からの意見ですが、アの令和5年2月9日では、課税者を対象とし、「料金を徴収することも良い。」又は「非課税の方から料金を徴収しないでほしい。」とのご意見を頂きました。

イの令和5年8月10日では、先ほどの意見を踏まえ、課税者を対象とした場合の一部負担金の考え方についてご意見を頂きました。

「課税者への負担をどう求めるのか、何もかも無料というわけにはいかない。」、「桑名市の基準が良く、課税世帯といっても年収が低い方もいるため、料金がコロコロ変わらないようにできるだけ不安を取り除いてほしい。」、「個人的には固定がいいかと、どの金額がいいかということは持ち合わせていない。」、「費用に関しては固定、金額については判断するものがない。」とのご意見を頂きました。

2の市の考え方ですが、先ほどの意見を踏まえまして、(1)

の事業の対象者につきましては、課税者も対象者に加えて事業の拡充を図ります。

(2)の一部負担金につきましては、委員からの意見、県内他市の状況、津市補助金の交付に係る指針を踏まえ、津市緊急通報装置事業業務委託に係る一般競争入札(長期継続契約)により決定します利用料金(機器の価格等)の半額程度とし、契約期間である3年間を固定とした一部負担金とします。

一部負担金の例として、現在の契約金額から算出しますと、リズムセンサー無しの場合は、月額税込み2,310円のため、津市補助金の交付に係る指針を踏まえて端数を調整しますと、一部負担金は1,200円程度となります。

3の今後については、緊急通報装置事業の見直しに係る事業費の契約内容や予算の精査を行うとともに、申請や決定などの利用条件に係る事務手続について津市緊急通報装置事業実施要綱の改正を行い、令和6年4月から見直し後の事業開始に向けて取り組んでいきます。

報告は、以上となります。

渡部委員長

ありがとうございました。

皆様のご意見をもとに津市の考え方を示していただきました。概ね沿うようなものになったのではないかと考えていますが、これは報告ということですね。何かご意見ありますか。

古川委員

非課税の方は無料のまま変わらずでよかったですよね。

事務局(長谷川)

はい、非課税の方は引き続き無料となります。

渡部委員長

課税者の方は負担金が1,200円くらいだったと思います。

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは続きまして、事項4「その他」について事務局から何かありますでしょうか。

事務局(永合)

前回の8月10日の介護保険事業等検討委員会で、地域密着型

サービスについて、事業者を公募することをご説明いたしました。

その後、8月16日に広報津やホームページで募集案内を行い、9月1日から9月25日までの間、応募を受け付けいたしました。今回は応募がございませんでしたことを報告させていただきます。

渡部委員長 ありがとうございます。新しく事業所ができているとか、そういうところもないのでしょうか。できているというか、立ち上げているところはありますか。

事務局（永合） 全体的な話になりますが、以前より新しく事業所ができるということが少なくなっていると感じております。そのあたりも含めて、来年度の公募に向けていろいろと情報を集め、検討していきたいと思います。

渡部委員長 ありがとうございました。
それでは、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。これを持ちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（土田） 渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の当委員会は、来年2月頃の開催を予定しております。開催日につきましては委員長とも相談した上で、各委員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて、終了させていただきます。